

# 材の掲示板

## 職員採用試験のお知らせ

村では、平成21年4月1日から勤務していただけの職員（一般行政職）1名の採用試験を、次の要項で実施します。

### ○受験資格

昭和43年4月2日以降に生まれた人で、平成21年3月高等学校卒業見込及びこれと同等以上の資格を有する人

### ○受付期間

10月16日～11月13日（木）まで（日曜日、土曜日を除く午前8時30分から午後5時30分まで）。郵送による申込みは、11月13日午後5時30分までに到着したもので有効とします。

### ○試験日時

1次試験日

11月30日（日）午前9時から  
 教養試験・一般性格診断 検査  
 （いずれも択一式）

2次試験日

12月14日（日）午前9時から  
 作文・面接

### ○申込書の請求

交付は役場で行います。また、ホームページからもプリントできます。詳しいお問い合わせは、役場総務企画課までお願いします。尚、西栗倉村のホームページでもご覧いただけます。

### 10月までの入札状況

（8/26～10/24分）  
 （1,200千円以上）

#### 事業名

村道大茅線改良（Ⅱ工区）工事

#### 落札業者

大茅土建（有）

#### 落札金額

21,500,000円

#### 事業名

村道大茅線改良（Ⅲ工区）工事

#### 落札業者

（有）森下建測

#### 落札金額

16,300,000円

#### 事業名

村道塩谷線道路改良工事測量調査設計業務委託

#### 落札業者

株式会社大成測量

#### 落札金額

6,100,000円

#### 事業名

村道塩谷線橋梁詳細調査及び補修対策設計業務委託

#### 落札業者

株式会社大成測量

#### 落札金額

1,900,000円

## 標準営業約款制度（Sマーク）をご存知ですか

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者（利用者）擁護に資するための制度です。厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した、「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めん類飲食店」、「一般飲食店」で店頭「Sマーク」を掲げています。

この約款のシンボルマークである「Sマーク」は、次の3つの頭文字「S」を取ったものです。登録店は、**標準的(Standard)・衛生的(Sanitation)・安全(Safety)**を約束する、**信頼できるお店**です。

詳しくは、(財)岡山県生活衛生営業指導センター（☎ 086-222-3598）までお問い合わせください。



## 電話番号

- 役場(代表) ☎ 79-2111
- いきいきふれあいセンター ☎ 79-7100
- 国保診療所 ☎ 79-2220
- 教育委員会 ☎ 79-2216
- 社会福祉協議会 ☎ 79-2561
- ゆうゆうハウス ☎ 79-2861
- JA勝英英北支店西栗倉出張所 ☎ 79-2311
- 森林組合 ☎ 79-2326
- 商工会 ☎ 79-2230
- 駐在所 ☎ 79-2003
- ひかり電話をご利用の場合は、市内局番の前に「2」を付けてください。



## シモデンツアー・サービス社から 寄付を頂きました ～地球貢献2008事業植樹祭～

シモデン・ツアーサービス社（岡山市）主催の植樹祭が、9月23日に本村影石地区の村有林を会場に開催されました。当日は県内から参加された約250名の方々が、山桜やコナラなど約700本の広葉樹を植樹されました。

同社は、本村の進める“森林資源と共に暮らす活動”に共感され、また、植樹活動を通じて環境に対する働きかけを行うため、この事業を始められました。この事業のため、村に対して寄付をして頂きました。ありがとうございました。

## 住基カードを作いませんか？

住基カードとは、正式には「住民基本台帳カード」といい、市区町村が交付する、偽造などされにくい安全性に優れたICカードのことです。

平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間、住基カードの発行料が無料です。運転免許証等お持ちでない方は、公的な身分証明証として使えます。

また、公的個人認証の電子証明書を取得する為には必ず必要になります。電子申告（e-Tax）をお考えの方も住基カードが必要になります。

種類は「写真付き住基カード」と「写真なし住基カード」の2つがあり、希望するカードを選択できます。写真付きを希望される方は持参して下さっても良いですし、役場で撮ることもできます。なお、住基カード申請には、健康保健証、介護保険証、年金手帳のうち2点をご持参ください。この機会にぜひご活用ください。



## 不正軽油に関する情報をお寄せください

トラックやバスなどのディーゼル車の燃料に使われる軽油には、1リットル当たり32.1円の軽油引取税がかけられています。

不正軽油とは、この軽油引取税を脱税する目的で、灯油や重油などから不正に製造された燃料のことです。不正軽油の製造や販売は、悪質な脱税行為であるだけでなく、私たちの健康や環境にも悪い影響を与え、ディーゼルエンジンを故障させる原因にもなります。

岡山県では、販売業者や運送会社などの貯蔵タンクや路上を走行する車両から燃料を採取して分析を行い、不正軽油の早期発見に努めるとともに、民間の団体や関係機関と「岡山県不正軽油対策協議会」を組織し、不正軽油の撲滅に取り組んでいます。

不正軽油の製造・販売・使用に関する情報がありましたら、「不正軽油ホットライン」(0120-629-110)までお寄せください。

【問い合わせ先】岡山県庁税務課 ☎ 086-226-7246